

交通事故で困つたとき、ご相談ください

# 交通事故相談所

「車社会」の中で生活している私たちにとって交通事故は、予期せぬ時に発生します。もし、交通事故に巻き込まれたらどうすればいいかご存じですか。

無理難題を言われたりすると、経済的にも精神的にも大きな負担となります。そこで滋賀県ではそのようなことでお困りの方に「交通事故相談」を実施しています。お気軽にご相談ください。

◆相談窓口  
◆滋賀県立交通事故相談所  
大津本所（県庁別館1階）  
大津市京町四丁目1番1号  
☎ 077-528-13425  
・窓口相談：月曜日から金曜日まで  
・電話相談：月曜日から金曜日まで

◆滋賀県立交通事故相談所  
彦根分室（湖東地域振興局2階）  
彦根市元町4番1号  
☎ 0749-27-2230  
・窓口相談：火曜日・木曜日  
・電話相談：月曜日から金曜日まで

相談時間

午前9時から午後4時まで

（土・日・祝日を除く）



## 綿向雑感

日野町長 藤澤直広

今年は、日本憲法施行60周年の年です。テレビや新聞で特集が組まれ報道されています。日野町でも5月5日、「I Love 憲法 平和なくらし60年 町民集会」が開催され、参加させていただきました。講師の先生のお話にもありましたが、一人ひとりの国民が幸福になるために政府をつくり、憲法は、その政府の権限（権力行使の限界）を示し政府（権力）の行動を一定範囲に限定し抑制するためにあります。つまり、憲法は国民のためにあります。憲法の主語は国民です。こうした原則は近代民主主義政治の根本になっています。

明治憲法から日本国憲法へ、天皇主権から國民主権へ、「政府の行為によって戦争の惨禍が起きました」 辛苦の経験からこの平和憲法が生まれました。1894年の日清戦争以降1945年まで50年間にわたり他国で戦争を繰り返してきた日本は軍国主義国家から自由と平和を愛する文化国家へ生まわり、戦争をしない国として

歩んできました。河野洋平衆議院議長は、「日本国憲法施行60周年記念式」で「この憲法の下で、我が国の部隊が海外で一人たりとも他の国民の命を奪うことはなかった。この平和の歩みは誇って良い実績だ」と述べられています。人が幸せに生きていく上で「自由と平和」こそ、かけがえのないものだと思います。

ところが、あるテレビ番組の中で、憲法に関するインタビューを受けて、戦争に対する「期待感」を語る若者のフリーターがいました。働いても働いても貧困から脱することができない、どうしようもないこの国の格差社会を打破するには戦争しかないという「期待感」の表れのようです。頑張っても頑張っても報われないこの国現状に対する苛立ちが、戦争を肯定するまでに若者を追い詰めていたことを思い知らされました。

憲法には幸福追求権や生存権が規定されており、そのためには努力することが国の責務とされています。一人ひとりが幸福に生きることができます。一人ひとりが幸福に生きることができる社会の実現へ、国や自治体が憲法のすべての諸条項の実践に努力することこそ必要だと思います。